

各位

船橋市長 松戸 徹
(公印省略)

照明器具のPCB使用安定器に関する調査について（お願い）

日頃より環境行政にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在全国的に、有害物質であるポリ塩化ビフェニル（PCB）が使用された**照明器具の安定器**（電灯のちらつきを安定させる装置）の保有状況の把握が進められています。PCBを使用した安定器は昭和52年3月以前に建築された事業用建物等の照明器具（一般家庭用は対象外）に使用されている恐れがあり、保有している場合は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、毎年保管等の状況に関する届出をすることが義務づけられているとともに、定められた**期限(2023年3月31日)**までに必ず処分をしなければなりません。

この度、船橋市では、市内のPCB使用安定器の保有実態を把握し、早期適正処理完了に役立てるため、昭和52年3月以前に建築された事業用建物、集合住宅等をお持ちの方を対象に、次のとおり調査を実施することといたしました。

つきましては、ご多用のところ大変恐縮ですが、同封の調査票に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）又はFAX（フリーダイヤル）にてご返送をお願いいたします。

※船橋市では平成28年度から自家用電気工作物のPCB調査を実施しておりますが、その際にご回答くださった事業所についても、安定器の保有に関して「不明」と記入された場合は調査票を送付させていただいておりますのでご了承ください。

■ 当調査は、船橋市の委託を受けて **NTTタウンページ株式会社** が実施しています。

■ 平成31年2月12日（火）までに投函をお願いいたします。

＜**使用中の照明器具**についての留意事項＞

- **感電の恐れ**があるため、調査はできるだけ電気工事業者や専門の調査会社（建物の維持管理を委託している場合は保守業者）に相談する等、安全な方法で行ってください。
- 建物の竣工図書、過去の調査記録等で内容を確認できる場合は、それをもとに調査票を作成してください。

■ 回答をいただけない場合は、改めて協力のお願いの連絡等を行うことがございます。

■ 提出された調査票等は返却できません。

■ 調査内容や記入方法等に不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 船橋市PCB調査特設事務局

（電話） 0120-222-139 平日（休日及び祝日を除く）9時30分～16時30分

（FAX） 0120-219-299（24時間受付）

問合せ及びFAXによる調査票の提出は平成31年3月15日まで受け付けております。

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

（電話） 0120-907-033 受付時間：平日10時～17時（12時～13時を除く）

※ 処分期間を過ぎてPCB使用安定器をお持ちの場合、改善命令・罰則等の対象となる場合がございますのでご注意ください。